

■申請方法 教育職員免許法 別表第4

■取得内容 中学校、高等学校 の教諭免許状を所持し、同一校種・他教科の免許状を取得

■主な取得要件 大学等で修得した単位 (教員としての実務経験は不要)

	書 類	備 考
1	教育職員検定申請書	・大阪府ホームページからダウンロードできます。
2	①人物・身体検定に関する証明書 (申請日時点で現職の教員の方) 【証明日から3か月以内のもの】 ②身体に関する証明書 (申請日時点で現職の教員ではない方) 【証明日から1年以内のもの】	・大阪府ホームページからダウンロードできます。 ・①は所属長(学校長)又は実務証明責任者(市町村教育委員会等)から証明を受けてください。 ・②は公共医療機関、一般開業医、学校医から証明を受けてください。
3	学力に関する証明書	・大学等で入手してください。 ・「成績証明書」ではありませんのでご注意ください。 ・申請する免許状の取得に必要な単位のすべてが確認できる証明書が必要です。(例 複数大学で単位を修得した場合はそのすべての大学の証明書が必要)
4	人物検定に係る確認書 (現職の教員の方は不要)	・大阪府ホームページからダウンロードできます。
5	宣誓書(現職の教員の方は不要)	・大阪府ホームページからダウンロードできます。
6	すでに教員免許状をお持ちの方は、全ての教員免許状のコピー(紛失している場合は授与証明書の原本)	
7	戸籍抄本もしくは戸籍謄本 (申請時の氏名・本籍地と、各提出書類に記載されている氏名・本籍地が異なる場合のみ。) 【発行日から6か月以内のもの】	・本籍地のある市区町村役所で入手してください。 戸籍抄本・謄本等は、2から6までの書類に記載されている氏名・都道府県本籍地の戸籍から、変更後(申請時点)の氏名・都道府県本籍地の戸籍までの経緯を確認できるものが必要です。 ※従前戸籍が記載されているものが必要です。戸籍の異動が2回以上ある場合は、除籍抄本等も必要です。(発行の仕方など詳細は役所に問い合わせてください。)
8	郵便切手 530円	・免許状を簡易書留でお送りするためのものです。
9	手数料 免許状1枚につき5,600円	・申請にかかる手数料です。書類審査の後、納付窓口にて現金またはキャッシュレス(クレジットカード、電子マネー、スマートフォン決済)の支払方法により納付していただきます。